

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。
第百五十九条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。

第百六十四条第五項中「第一項から第三項まで」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「共同生活住居の管理者」を「計画作成担当者」に、「介護従事者」を「他の介護従事者及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「共同生活住居の管理者」を「計画作成担当者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「共同生活住居の管理者」を「計画作成担当者」に、「介護従事者」を「他の介護従事者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第百五十七条第五項の計画作成担当者)をいう。以下この条において同じ。に痴呆対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第百七十二條の次に次の一条を加える。
(調査への協力等)

第百七十二條の二 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、提供した指定痴呆対応型共同生活介護に關し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定痴呆対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従う。

規

○国家公安委員会規則第十二号

不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第六條第二項及び第四項の規定に基づき、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則を次のように定める。

平成十一年十二月二十日

国家公安委員会委員長 保利 耕輔

に從つて必要な改善を行わなければならない。
第百八十三條第一項中「第百七十五條第六項」を「第百七十五條第一項第四号」に、「この章」を「この条」に改める。

附 則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する痴呆対応型共同生活介護の事業に相當する事業の用に供する共同生活住居(基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く)であつて指定痴呆対応型共同生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、この省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準第百五十九條第四項の規定は、適用しない。

○農林水産省令第八十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十六條第一項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十二月二十日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の表地域の欄第二号及び第三号中「香港」の下に「及びマカオ」を加える。

附 則

この省令は、平成十一年十二月二十日から施行する。

則

不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則

(援助の申出)

第一条 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下「法」という。)第六條第一項の申出(以下「申出」という)は、別記様式の援助申出書を、当該申出に係る不正アクセス行為に係る特定電子計算機(次項において「当該特定電子計算機」という。)の設置の場所を管轄する都道府県公安委員会(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあつては、方面公安委員会、以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

2 公安委員会は、申出に添えられた書類その他の物件に次に掲げる事項に関する書類その他の物件で公安委員会が援助を行うために必要なものが含まれていないと認めるときは、その提出を求めることができる。

一 当該特定電子計算機に係るシステムの構成(当該システムを構成する当該特定電子計算機その他の特定電子計算機の機種、名称、機能及び識別情報(特定電子計算機相互間において電気通信を行う際に特定電子計算機を識別するために用いられる番号、記号その他の符号をいう。)、当該システムに用いられるプログラムの名称及び機能並びに他の特定電子計算機に係るシステムとの接続箇所及び接続方法を含む。)

二 当該特定電子計算機の特定利用の内容

三 当該特定電子計算機の特定利用を制限していたアクセス制御機能その他の機能の概要

四 前号のアクセス制御機能に係る識別符号を当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の内容及び管理状況

五 当該特定電子計算機に係るシステムを構成する当該特定電子計算機その他の特定電子計算機に入力された識別符号その他の情報又は指令に関する記録(当該情報又は指令が入力された日時、結果その他の入力履歴に関する記録を含む)であつて、当該申出に係る不正アクセス行為に關係があると認められるもの

六 当該申出に係る不正アクセス行為の再発を防止するために講じた措置その他の当該特定電子計算機に係るシステムに対して講じた措置

七 前各号に掲げるもののほか、当該申出に係る不正アクセス行為が行われた際の当該特定電子計算機の作動状況及び管理状況その他の参考となるべき事項であつて、事例分析(法第六條第二項に規定する事例分析をいう。以下同じ。)の実施のために必要なもの

(公安委員会による援助措置)

第二条 公安委員会は、申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じ、次に掲げる援助措置を採るものとする。

一 事例分析の結果に関する資料を提供すること。

二 当該申出をしたアクセス管理者が講ずることが適当であると認められる措置に關し必要な資料の提供、助言又は指導を行うこと。

三 不正アクセス行為からの防御に資する事業を行うことを目的とする民間の団体その他の組織を教示すること。

四 不正アクセス行為から防御するための措置に關する事項を記載し、又は記録している書類、媒体その他の資料を教示すること。

五 その他不正アクセス行為からの防御に資すると認められる事項を教示すること。

(事例分析の実施の事務の委託)

第三条 法第六條第二項の国家公安委員会規則で定める者は、事例分析の実施に關する事務を通正かつ適実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると公安委員会が認める者とする。

附 則

この規則は、法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十二年七月一日)から施行する。